福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定

社会福祉法人向陽会特別養護老人ホーム万葉苑わくや（以下「甲」という。）と涌谷町（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

　（趣旨）

第１条　この協定は、本町に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が所有し、又は管理する施設について、乙が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

　（福祉避難所）

第２条　福祉避難所とは、指定避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。以下同じ）のために開設する二次的避難所をいう。

２　福祉避難所で行う事業は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた避難行動要支援者に対する日常生活上の支援を含めた相談等とする。

　（指定施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、甲の所有又は管理に係る次の施設とする。

(1)　所有地 涌谷町上郡字上郡沢４－１

　　名 　称　特別養護老人ホーム万葉苑わくや

（協力の要請）

第４条　乙は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、甲に協力を要請するものとする。この場合において、甲はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（避難行動要支援者の受入等）

第５条　甲は、前項の規定による乙の要請を受け入れるときは、速やかに避難行動要支援者の受入体制を整えるものとする。

２　福祉避難所への受入れを要請する避難行動要支援者に関する連絡及び受入後の避難行動要支援者の状況報告、必要な処遇の協議等は、第3条の施設と

乙が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

３　福祉避難所への避難行動要支援者の移送については、原則として当該避難行動要支援者を介助する者又は乙が行う。この場合において、甲は、可能な範囲で協力を行うものとする。

４　避難行動要支援者を介助する者は、当該避難行動要支援者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間等）

第６条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、期間を定めて延長することができるものとする。

２　甲は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な当直者を配置するものとする。

（必要な物資の調達等）

第７条　乙は､避難した避難行動要支援者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

２　乙は、避難行動要支援者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

３　甲は、第1項に定める物資の調達及び前項に定める介護支援者等の確保について、乙と連携の上、可能な範囲で自ら実施するものとする。

（費用負担）

第８条　乙は、甲に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所用の実費を負担するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成２８年１月３１日までとする。

　　ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延期されるものとみなし、以後この例による。

（協議）

第１０条　この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

　 平成２７年１月１６日

　　　　　　　　　　　　　甲　住　所　涌谷町上郡字上郡沢４－１番地

　　　　　　　　　　　　　　　法人名　社会福祉法人向陽会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特別養護老人ホーム万葉苑わくや

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者 総合施設長

　　　　　　　　　　　　　乙　宮城県涌谷町

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　涌谷町長